

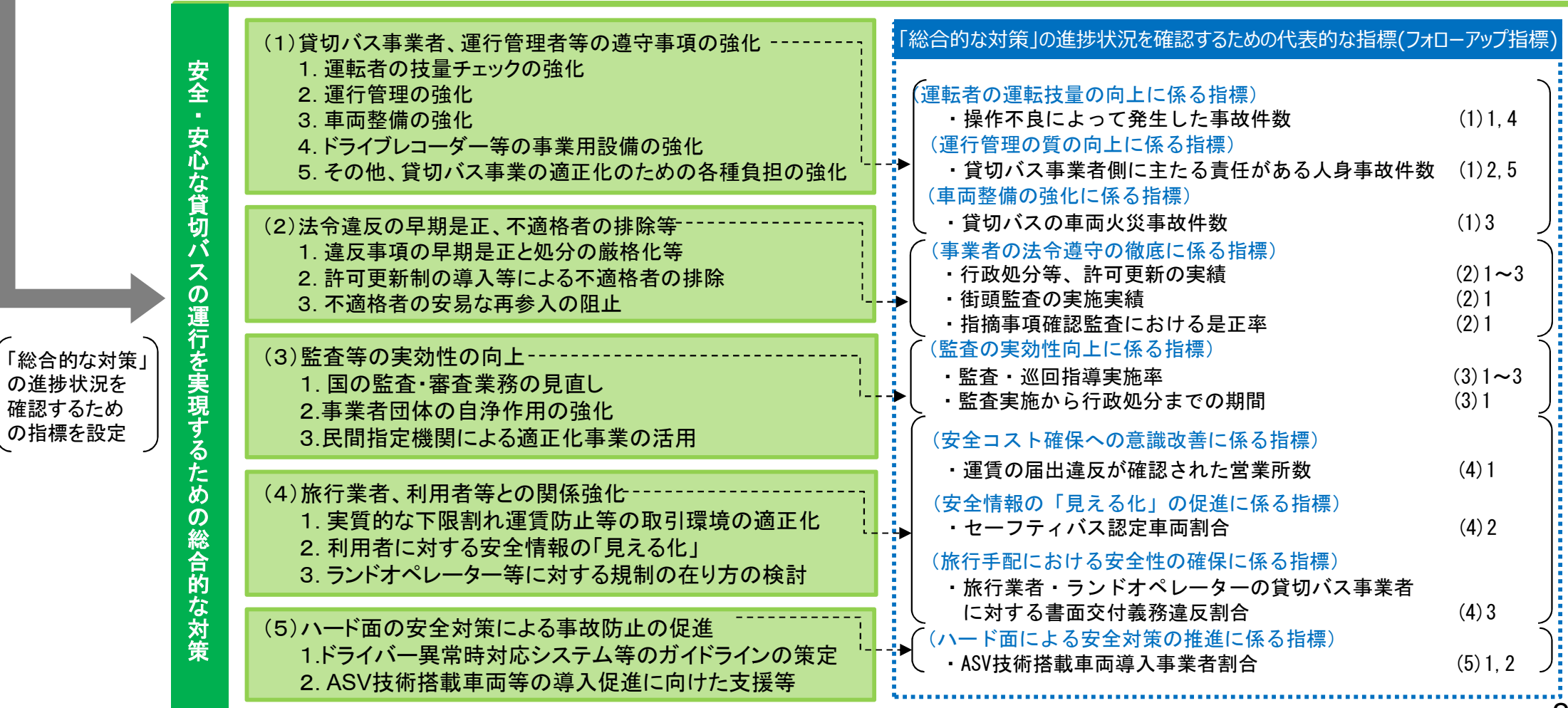
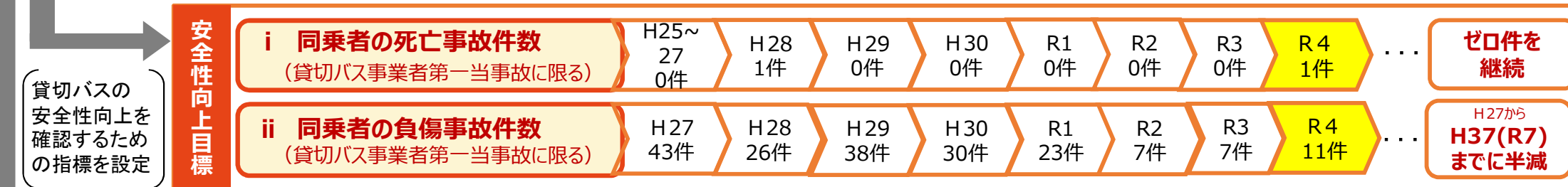
第8回 軽井沢スキーバス事故対策フォローアップ会議

（「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」のフォローアップ）

令和5年9月14日

「総合的な対策」による貸切バスの安全性向上目標

軽井沢スキーバス事故のような悲惨な事故が二度と起こらないようにするために、安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策を平成28年6月にとりまとめた。



軽井沢スキーバス事故対策検討委員会

「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」 概要

平成28年6月に再発防止策としてとりまとめ、平成30年には全項目において対応を完了。安全対策を着実に実施してきている。

総合的な対策

(1) 貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化

27 項目

主な実施項目

全体 : 85 / 85 項目 対応済

- ・ 初任運転者等に対する指導監督内容の拡充
- ・ ドライブレコーダーによる映像の記録・保存義務付け等
- ・ 運行管理者の資格要件の強化
- ・ 運行管理者の必要選任数引上げ
- ・ 夜間・長距離運行時の乗務途中点呼義務付け
- ・ 補助席へのシートベルトの装着義務化
- ・ 整備管理者向けの研修・講習の拡充

(2) 法令違反の早期是正、不適格者の排除等

21 項目

- ・ 法令違反の是正指示後30日以内の是正状況確認監査の実施
- ・ 複数回にわたり法令違反を是正しない事業者の事業停止・事業許可取消
- ・ 輸送の安全に関わる処分量定の引上げ ・ 使用停止車両割合の引上げ
- ・ 悪質性や事故の重大性等を勘案した事業許可取消等（一発取消し）の導入
- ・ 運行管理者に対する行政処分基準の強化
- ・ 事業許可の更新制の導入、安全投資計画、事業収支見積書の作成義務付け
- ・ 輸送の安全確保命令に違反した者に対する罰則の強化
- ・ 事業許可・運行管理者資格・整備管理者資格の欠格事由の拡充

(3) 監査等の実効性の向上

10 項目

- ・ 監査対象の重点化による国の監査業務の見直し
- ・ 適正化機関の活用による監査の重点化

(4) 旅行業者、利用者等との関係強化

20 項目

- ・ 下限割れ運賃を防止するための通報窓口の設置
- ・ 旅行業界・貸切バス業界の共同で、手数料等に関する第三者委員会の設置
- ・ 安全情報の国への報告義務付け
- ・ ランドオペレーターに対する規制の新設

(5) ハード面の安全対策による事故防止の促進

15 項目

- ・ ドライバー異常時対応システムの研究・開発促進
- ・ 車体へのA S V搭載状況表示
- ・ 車体構造の強化
- ・ デジタル式運行記録計等の導入支援

運転者の運転技量の向上に係る指標

[指標 1－1 :操作不良によって発生した事故件数]

「一部運転者への実技訓練の義務付け」や「ドライブレコーダーを活用した指導監督」等、運転者の運転技量の向上に係る取組を評価するための指標。

操作不良によって発生した事故の報告件数

H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
32件	28件	23件	24件	9件	6件	8件

(自動車事故報告規則に基づき報告された事故を国土交通省にて集計)

運行管理の質の向上に係る指標

[指標 1－2 : 貸切バス事業者側に主たる責任がある人身事故件数]

「運行管理者の必要選任数の引上げ」や「運行管理者の資格要件の厳格化」等、事業用自動車の安全対策の根幹である運行管理の質の向上に向けた取組の他、貸切バスの安全対策について総合的に評価するための指標。

貸切バス側に主たる責任がある人身事故件数

H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
302件	276件	308件	234件	95件	92件	118件

((公財)交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」より出典)

車両整備の強化に係る指標

[指標 1－3 : 貸切バスの車両火災事故件数]

バス事業者を対象とした「点検整備に係るガイドラインの策定」や「整備管理者向けの研修・講習の拡充」等、車両整備の強化に係る取組を評価するための指標。

車両火災事故の報告件数

H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
16件	10件	7件	7件	1件	1件	5件

(自動車事故報告規則に基づき報告された事故を国土交通省にて集計)

- 指標 1-1 ～ 1-3 について、総じて減少傾向を示している。
- 令和 3 年から令和 4 年にかけて増加しているが、コロナ禍後の貸切バスの需要が回復基調によるものであると考えられる。

事業者の法令遵守の徹底に係る指標

[指標 2－1：行政処分等※、許可更新の実績]

処分等率 = (処分等件数 / 監査件数)

※ 行政処分等：許可取消、事業停止、一部車両使用停止、警告、勧告をいう。

監査を実施し、法令遵守状況を確認するとともに、更新制を効果的に実施し、安全コストを適切に賄って継続的に事業を遂行できる経営状況にあるか厳しくチェックしている。

- ・ コロナ禍の影響により減少していた監査件数は令和 3 年度以降復調傾向にある。
- ・ 貸切バスの稼働が増加したことに伴い、点呼記録簿等監査にて確認できる書類も増加したところ、処分等率も上昇している。
- ・ 更新制導入後の事業退出件数については、更新期限を迎えた事業者累計4,777者のうち、累計798者（約17%）が退出している。

監査・行政処分等実績

監査	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
監査件数	1,169件	1,056件	945件	244件	691件	785件
処分等件数	397件	483件	425件	123件	135件	226件
処分等率	34.0%	45.8%	45.0%	50.4%	19.5%	28.7%

更新制導入後の事業退出件数

更新	～H30.3	～H31.3	～R2.3	～R3.3	～R4.3	～R5.3	計
退出事業者数	88者	85者	112者	197者	218者	98者	798者
更新時期を迎えた事業者数	810者	677者	743者	1,001者	837者	709者	4,777者
退出事業者率	10.8%	12.5%	15.0%	19.6%	26.2%	13.8%	16.7%

[指標 2－2：街頭監査の実施実績]

違反率 = (違反数 / 監査車両)

街頭監査実施状況

多客期を中心に全国で街頭監査を実施（出発前のバス発着場等）し、法令遵守状況を確認している。緊急を要する重大な違反等が確認された場合には、その場で運行を中止させる等の厳正な処分を行っている。

- ・ 貸切バスへの集中街頭監査や覆面添乗調査を通じて法令違反の抑止効果を高める取組を行っており、当該施策を通じて事業者の法令遵守意識も高まっているものと考えられ、法令違反率は近年低い水準で推移している。

〔近年の街頭監査において、酒気帯び等の悪質な違反は確認されていない。〕

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
実施回数	90回	87回	70回	44回	115回	69回
監査車両	817両	1123両	995両	358両	748両	1095両
違反率	4.9%	3.7%	4.0%	3.9%	1.1%	0.3%

[指標 2－3：指摘事項確認監査における是正率]

是正率 = (是正が確認された件数 / 指摘事項確認監査実施件数)

平成28年12月に監査の実施方法を見直し、監査で確認した法令違反については直ちに是正を求めるとともに、監査後30日以内に是正状況の確認のための監査（未改善の場合、事業停止（3日間）又は事業許可取消し）を行っている。

- ・ 近年は法令違反を指摘した後、事業者は確実に是正している。

指摘事項確認監査における是正状況

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
指摘事項確認監査件数	506件	445件	374件	73件	158件	252件
法令違反是正確認件数	504件	441件	370件	73件	158件	252件
是正率	99.6%	99.1%	98.9%	100%	100%	100% ⁵

各種対策の実施状況のフォローアップ指標③

監査の実効性向上に係る指標

[指標 3－1 : 監査・巡回指導実施率]

実施率 = (年間の監査・巡回指導実施件数 / 貸切バス営業所数)

国の監査を悪質事業者に重点化するとともに、その他の事業者に対しては、適正化機関が巡回指導を実施することにより、すべての事業者に対する法令遵守状況の確認を推進していく。原則として毎年1回全営業所の法令遵守状況を確認することとしている。

- 平成29年8月からの適正化機関による巡回指導の開始により、監査・巡回指導実施率が上昇している。
- 令和2年度においては、事業休止等により、監査・巡回指導が実施できなかったため実施件数が減少したが、令和4年度においては、着実に監査・巡回指導を行い、全ての営業所に対し監査・巡回指導を実施した。
- 令和5年度は、巡回指導の結果が一定の基準を満たしていない営業所に対して、巡回指導及び国の監査との連携を強化・重点化することとしている。

監査・巡回指導実施率

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
営業所数	5,737 営業所	5,524 営業所	5,436 営業所	5,306 営業所	5,084 営業所	5,020 営業所
監査件数	1,169件	1,056件	945件	244件	691件	785件
巡回指導件数	1,102件	2,630件	3,168件	2,548件	4,236件	4,235件
実施率	39.6%	66.7%	75.7%	52.6%	96.9%	100%

[指標 3－2 : 監査実施から行政処分までの期間]

事故を起こしたバスを運行していた「(株)イーエスピー」への事故発生前に行われていた監査では、監査から行政処分までの間に11カ月を要していたため、的確に監査をしつつ、行政処分までの期間を短縮し、事業者には違反事項の早期改善を行わせることとしている。

- 行政処分までの期間については、手続きの簡素化を図るとともに、監査へのICT機器の活用や監査マニュアルの整備を行うなど、監査の実効性を確保しつつ、期間短縮を図っている。

監査実施から行政処分までの期間（全国平均）

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
監査実施から行政処分までの期間	5.9ヶ月	6.0ヶ月	6.3ヶ月	8.2ヶ月 (7.1ヶ月)	6.2ヶ月 (5.3ヶ月)	3.4ヶ月

※ 括弧内は、緊急事態宣言によって、手続きを中断した期間を除外したもの

安全コスト確保への意識改善に係る指標

[指標 4－1 : 運賃の届出違反が確認された営業所数]

監査時において、事業者が国へ届け出た運賃とは異なる運賃で運行を行っていないか確認し、違反が確認された場合は、その早期是正を求めている。悪質事業者への重点的な監査により、運賃の届出違反を行っている事業者を洗い出し、その根絶を図ることとしている。

- ・コロナ禍以前は、運賃届出違反の処分等件数には増加傾向にあった。
- ・コロナ禍により当該処分等件数は減少したが、令和3年度以降、再び増加傾向にある。

運賃の届出違反が確認された営業所数

H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
77 営業所	107 営業所	107 営業所	44 営業所	27 営業所	37 営業所

安全情報の「見える化」の促進に係る指標

[指標 4－2 : セーフティバス認定車両割合] セーフティバス認定車両割合 = (セーフティバス認定車両数 / 貸切バス車両数)

貸切バス事業の安全性を向上させるため、(公社)日本バス協会において、セーフティバスの認定取得を推進する。

- ・セーフティバス認定車両割合は約8割にのぼっている。
- ・現在認定基準の改定を検討中。

セーフティバス認定車両割合

H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
44.2%	55.4%	61.0%	67.4%	78.1%	79.9%	79.9%

旅行手配における安全性の確保に係る指標

[指標 4－3 : 旅行業者・ランドオペレーターの貸切バス事業者に対する書面交付義務違反割合]

書面交付義務違反割合 = (違反数 / 立入検査等実施事業者数)

旅行業者・ランドオペレーターの書面交付義務(※)が着実に実施されているかについて、立入検査等によって遵守状況を確認。

(※) 書面には旅行に関するサービスの内容等を記載。平成30年1月より義務付け。

- ・書面交付義務違反割合は減少傾向にある。

書面交付義務違反割合

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
3.5%	2.3%	1.4%	1.2%	0.8%

<参考>
立入検査等実施
事業者数:

8,553者 9,322者 9,198者 9,039者 9,184者

ハード面による安全対策の推進に係る指標

[指標 5－1：ASV技術※搭載車両 導入事業者割合]

※衝突被害軽減ブレーキ、車線逸脱警報装置、ドライバー異常時対応システム等

ASV技術搭載車両導入事業者割合 = (ASV技術導入事業者数 / 貸切バス事業者数)

ハード面による事故防止を促進するため、A S V（先進安全自動車）技術搭載の車両を導入する事業者の割合を引き上げる。

- ・ 新車に搭載したA S Vに対する購入補助、税制特例措置等の実施を通じて、導入事業者割合は着実に増加している。

A S V技術搭載車両導入事業者割合

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
32.1% (H28.11集計)	41.1% (H30.5集計)	47.9% (R1.5集計)	55.1% (R2.6集計)	59.4% (R3.6集計)	60.5% (R4.8集計)	61.1% (R5.8集計)

「フォローアップ指標」の進捗状況 ～ 詳 細 ～

監査・処分の厳格化（関連指標2-1：行政処分等、許可更新の実績）

運送事業者に対する行政処分基準の強化

監査において**輸送の安全に関わる重大な法令違反**が確認された場合、

- ・ **直ちに**営業所の**全てのバスの使用を停止**するとともに、**輸送の安全確保命令を発出**、
- ・ さらに、当該**命令に従わない場合**は**事業許可の取消処分**を行うこととした。

輸送の安全に関わる重大な法令違反件数

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
2	1	2	1	0	0	0	6

内訳

輸送の安全に関わる重大な法令違反

- ・ 運行管理者不在
- ・ 全運転者健康診断未受診
- ・ 全運転者に対する指導監督の未実施
- ・ 整備管理者不在に加え、全車両定期点検未実施

違反内容

運行管理者不在： 4件
全運転者健康診断未受診： 2件

対応

事業許可取消処分： 1件
事業廃止： 3件
運行管理者を選任して改善： 2件

運行管理者に対する行政処分基準の強化

従前の主な返納命令基準

以下の場合、運行管理者資格者証を返納

- ・ 自身が事業用自動車の運転の際に、酒気帯び運転、救護義務違反等を惹起
- ・ 運行の安全確保に関する違反の事実や挙証を隠滅、改ざん
- ・ 過労・酒気帯び・無免許運転、最高速度違反等を下命容認
- ・ 事業者が、著しい過労、全運転者健康診断未受診により30日事業停止（※統括運行管理者のみ返納）



平成28年12月以降に追加された主な返納命令基準（新基準）

輸送の安全確保命令等の命令違反

甚大な被害の人身事故 + 悪質な法令違反

事業許可取消し

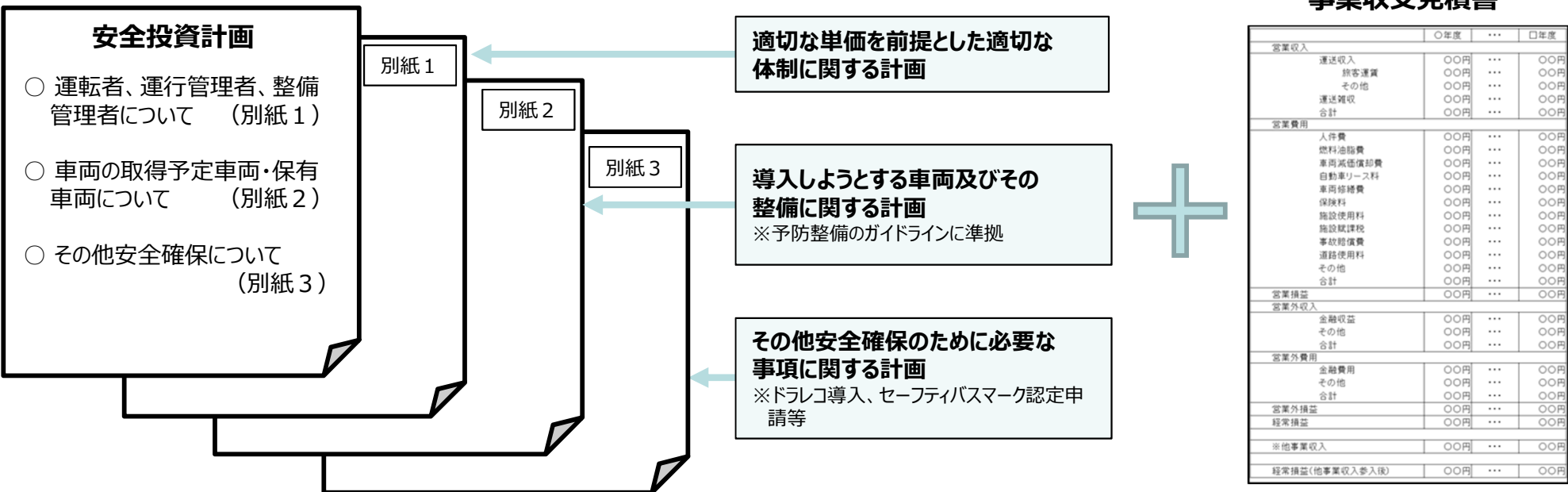
監査を実施した営業所において選任されている
全ての運行管理者の運行管理者資格者証の返納を命令
(法令違反に全く関与していない運行管理者は除く)

運行管理者資格者証の返納命令数
(うち新基準に基づく命令件数)

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
3(-)	4(1)	4(2)	8(0)	0(0)	0(0)	2(0)

- 貸切バスの事業許可について5年ごとの更新制を導入し、不適格者を排除する。
- 新規許可・更新許可の申請時に、「安全投資計画」及び「事業収支見積書」の作成を義務づける。

H29.4~



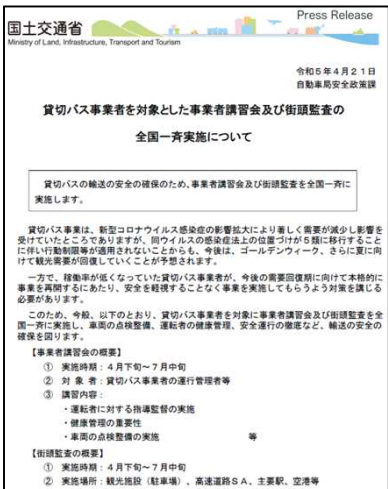
更新申請の現状

- 令和4年度末までに**更新期限を迎える4,777者のうち**、令和5年3月31日時点で3,528者が更新許可を受けており、事業廃止や申請辞退等により**退出した事業者は798者**。残りの451者については、更新許可基準を満たす者であるかどうか、審査中。
- 更新制の導入により、**更新期限を迎える事業者のうち約17%が退出**している。

更新	～H30.3	～H31.3	～R2.3	～R3.3	～R4.3	～R5.3	計
退出事業者数	88者	85者	112者	197者	218者	98者	798者
更新時期を迎えた事業者数	810者	677者	743者	1,001者	837者	709者	4,777者
退出事業者率	10.8%	12.5%	15.0%	19.6%	26.2%	13.8%	16.7%

概要

本格的な事業再開期にある貸切バス業界において、需要回復後に安全を軽視した事業が行われないう、適切な安全対策の指導を行う観点で、国土交通省による事業者講習会及び街頭監査を全国で一斉実施。



R5.4.21 国土交通省 実施プレス

事業者講習会 概要

実施時期：4月下旬～7月中旬
対象者：貸切バス事業者の運行管理者等
講習内容：

- ・運転者に対する指導監督
- ・健康管理の重要性
- ・車両の点検整備の実施

等



※運輸支局での講習の様子
運輸支局において運行管理者等に対して講習を実施

街頭監査 概要

実施時期：4月下旬～7月中旬
実施場所：観光施設（駐車場）
高速道路SA、主要駅、空港等



※富士スバルライン五合目
坂下バス駐車場
本格的な観光シーズン前に貸切バス街頭指導を実施し、安全確保を確認

実施結果

事業者講習会：42運輸支局にて計44回開催、貸切バス事業者の運行管理者等4395人※¹が受講。
(受講率86%)

街頭監査：全国62か所の観光施設駐車場等で実施、のべ497車両に対して法令遵守状況を確認。
うち、5車両に対して監査及び指導※²を実施。(指摘率1.0%)

※¹受講対象者数5077名

※²1者は後日監査を実施、他4者の指導内容は軽微なもの(泊運行アルコール検知器不所持、運転者氏名の車内表示不備等)

街頭監査において重大な法令違反は確認されなかったものの、本年度以降も事業者講習会・街頭監査といった取組を通じて、引き続き貸切バス事業者の安全対策に係る取組を促進させていく予定

(1) 全ての貸切バス事業者に対する評価の実施状況

- 運輸審議会答申(平成29年7月)に基づき、平成29年度以降、全ての貸切バス事業者※¹に対する運輸安全マネジメント評価を計画的に実施し、令和3年度に完了。

※1: 平成28年1月末の時点で事業許可を受けていた者。

(2) 令和4年度以降の取組について

- ① 平成28年1月末以降に新規参入して評価未実施である50両未満の中小貸切バス事業者の評価の実施。
 - 令和5年3月末時点で、事業者数305者のうち※²、157者に対して評価実施済み。
- ② 車両数50両以上の貸切バス事業者について、安全性向上を図るため2回目の評価を重点的に実施。
 - 令和5年3月末時点で、事業者数38者のうち、7者に対して評価実施済み。

※2: 事業廃止又は休止事業者53者を含む。

- 平成29年8月から巡回指導を順次開始し、令和元年度までは貸切バス適正化機関の体制整備の進捗に合わせて順調に推移してきたところ。
- 令和2年度の巡回指導の実施率は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から巡回指導を控えたことなどの影響により、対令和元年度比約80%に留まった。
- 令和4年度は、一部地域において緊急事態宣言等による影響が見られたものの、全ての地域において原則年1回の国の監査対象を除く全ての営業所に対する巡回指導を実施、令和5年度は、巡回指導の結果を踏まえた改善状態を維持していない営業所に対して、巡回指導及び国の監査との連携を強化・重点化することとしている。

ブロック	名称	代表者	管内 事業者数等 (R5.2.1現在)	令和5年度の負担金	巡回指導件数/通報件数※				
					令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	累計
北海道	(一社)北海道貸切バス適正化センター	佐藤 馨一 (北海道大学名誉教授)	事業者 197 営業所 281 車両 2,574	1営業所あたり67,820円、 1両あたり4,940円の併用	229件	100件	260件	245件	1,089件 通報:1件
東北	(一財)東北貸切バス適正化センター	北村 治 (前宮城県バス協会専務理事)	事業者 322 営業所 484 車両 4,640	1営業所あたり39,000円、 1両あたり4,900円の併用	328件	124件	443件	433件	1,662件 通報:3件
関東	(公財)関東貸切バス適正化センター	根本 敏則 (敬愛大学教授)	事業者 1,081 営業所 1,506 車両 13,044	1営業所あたり85,800円、 1両あたり12,830円の併用	1,213件 通報:7件	1,354件 通報:4件	1,382件 通報:5件	1,344件	6,596件 通報:17件
北信	(一社)北陸信越貸切バス適正化センター	佐々木桐子 (新潟国際情報大学准教授)	事業者 231 営業所 309 車両 2,736	1事業者あたり23,650円、 1営業所あたり35,700円、 1両あたり4,000円の併用	211件 通報:2件	135件 通報:1件	274件 通報:1件	274件	1,119件 通報:8件
中部	(一財)中部貸切バス適正化センター	加藤 博和 (名古屋大学大学院教授)	事業者 319 営業所 471 車両 5,115	1営業所あたり32,040円、 1両あたり2,950円の併用	215件 通報:1件	64件	436件	433件	1,550件 通報:1件
近畿	(一財)近畿貸切バス適正化センター	榎元 政明 (元大阪バス協会会長)	事業者 427 営業所 619 車両 5,807	1営業所あたり47,700円、 1両あたり4,900円の併用	284件 通報:4件	190件	406件	501件	1,719件 通報:7件
中国	(一社)中国貸切バス適正化センター	三井 正信 (広島大学大学院教授)	事業者 278 営業所 378 車両 2,817	1営業所あたり61,000円、 1両あたり5,400円の併用	240件 通報:1件	130件	343件 通報:4件	338件	1,329件 通報:6件
四国	(一社)四国バス協会	清水 一郎 (愛媛県バス協会会長)	事業者 113 営業所 146 車両 1,234	1営業所あたり95,000円	63件	146件	135件	133件 通報:1件	605件 通報:1件
九州	(一社)九州貸切バス適正化センター	辰巳 浩 (福岡大学工学部教授)	事業者 383 営業所 533 車両 4,706	1営業所あたり47,290円、 1両あたり5,370円の併用	334件 通報:2件	276件 通報:1件	498件	478件 通報:1件	1,970件 通報:12件
沖縄	(一社)沖縄県バス協会	小川 吾吉 (株)琉球バス交通社長)	事業者 63 営業所 78 車両 975	1営業所あたり100,100円、 1両あたり5,100円の併用	51件	29件	59件	56件	280件 通報:1件
全国			事業者 3,414 営業所 4,805 車両 43,648		3,168件 通報:17件 (うち、退出8件)	2,548件 通報:6件 (うち、退出4件)	4,236件 通報:10件 (うち、退出2件)	4,235件 通報:2件 (うち、退出0件)	17,919件 通報:57件 (うち、退出25件)

※通報件数は、巡回指導を行った事業者のうち、国の監査対象（指導拒否、緊急を要する重大違反の確認、改善項目の未改善又は未報告）となる事業者数を計上。

※累計、退出件数は、令和5年3月31日現在。

14

国土交通省の自動車部局と観光部局の連携（貸切バス事業者及び旅行業者の相互通報）

- 平成24年4月に発生した関越道ツアーバス事故を受け策定された「高速・貸切バス安全・安心回復プラン」（平成25年4月）に基づき、貸切バス事業者に下限割れ運賃により道路運送法の違反があった場合、国土交通省の自動車部局から観光部局に対して通報。
- 軽井沢スキーバス事故を受けて、平成28年1月から観光部局から自動車部局への通報も実施（相互通報化）。

通報者→処分者	通報・処分の実績				
	※通報には、複数の事業者が含まれることがある。				
自動車部局→観光部局	令和3年度	通報	2件	→ 処分	0件、処分なし 1件、調査中 1件
	令和4年度	通報	8件	→ 処分	1件、処分なし 3件、調査中 4件
	累計（平成28年1月～）	通報	181件	→ 処分	79件、処分なし80件、調査中22件
観光部局→自動車部局	令和3年度	通報	0件	→ 処分	0件、処分なし 0件、調査中 0件
	令和4年度	通報	1件	→ 処分	0件、処分なし 0件、調査中 1件
	累計（平成28年1月～）	通報	106件	→ 処分	17件、処分なし88件、調査中 1件

（令和5年3月31日現在）

貸切バスの運賃・料金、手数料の通報窓口

- 軽井沢スキーバス事故を受け策定された総合的とりまとめに基づき、運賃の下限割れ等について自動車部局の通報窓口及び専門家からなる貸切バスツアー適正取引推進委員会の通報窓口を設置（平成28年8月）。
- 運賃・料金に関しては自動車部局が、手数料に関しては貸切バスツアー適正取引推進委員会の通報窓口が担当し、関係部局と連携。

通報窓口	通報・処分の実績				
	※通報には、複数の事業者が含まれることがある。				
自動車部局	令和3年度	通報	33件	→ 処分	2件、処分なし 34件、調査中 0件
	令和4年度	通報	33件	→ 処分	1件、処分なし 37件、調査中 1件
	累計（平成28年8月～）	通報	337件	→ 処分	26件、処分なし341件、調査中 1件
貸切バスツアー適正取引推進委員会	令和3年度	通報	2件	→ 処分	0件、処分なし 2件、調査中 0件
	令和4年度	通報	2件	→ 処分	0件、処分なし 2件、調査中 0件
	累計（平成28年8月～）	通報	67件	→ 処分	0件、処分なし 67件、調査中 0件

（令和5年3月31日現在）

旅行サービス手配業に係る規制の運用状況

(関連指標4-3：旅行業者・ランドオペレーターの貸切バス事業者に対する書面交付義務違反割合)

背景

- 旅行サービス手配業者（いわゆるランドオペレーター）に旅行手配を丸投げすることにより、安全性が低下する事案の発生。
- 訪日外国人旅行の一部において、キックバックを前提とした土産物店への連れ回し、高額な商品購入の勧誘等の実態があり、是正が必要。

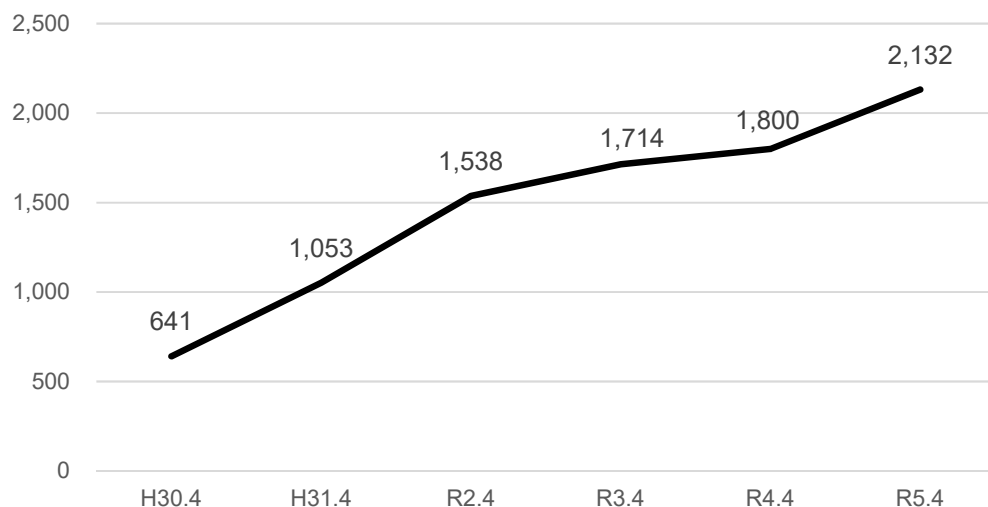
旅行業法の改正

※平成30年1月4日施行

- ① 旅行サービス手配業者の登録制を創設（第23条）
- ② 旅行業務取扱管理者又は旅行サービス手配業務取扱管理者（※）の選任を義務づけ
（※：研修及び効果測定にて資格取得）（第28条第1項）
- ③ 管理者に対して定期的な研修受講の義務付け（第28条第6項）
- ④ 書面交付を義務付け（第30条）
- ⑤ 違法な営業を行っている土産物店への連れ回し等禁止事項を明示（第31条、32条）→（施行規則第52条）
- ⑥ 業務改善命令、登録取消等の処分・罰則を整備（第36条、第37条、第74条等）

旅行サービス手配業者の登録状況

登録者数 **2,132**者
(令和5年4月1日現在)



旅行サービス手配業者の処分状況

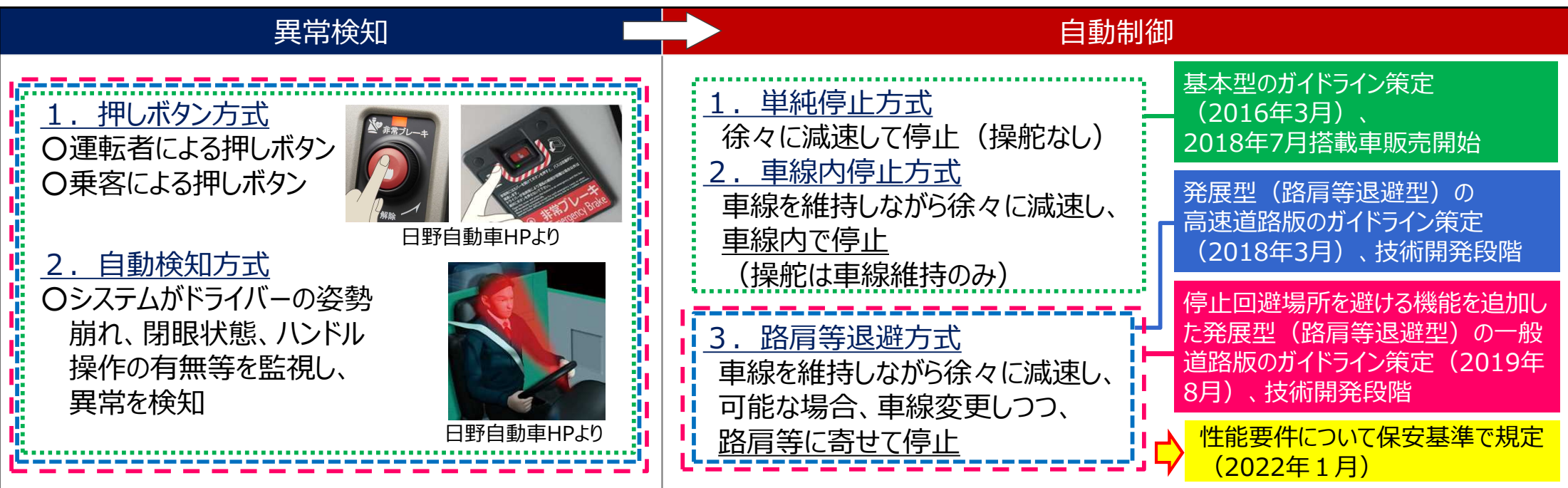
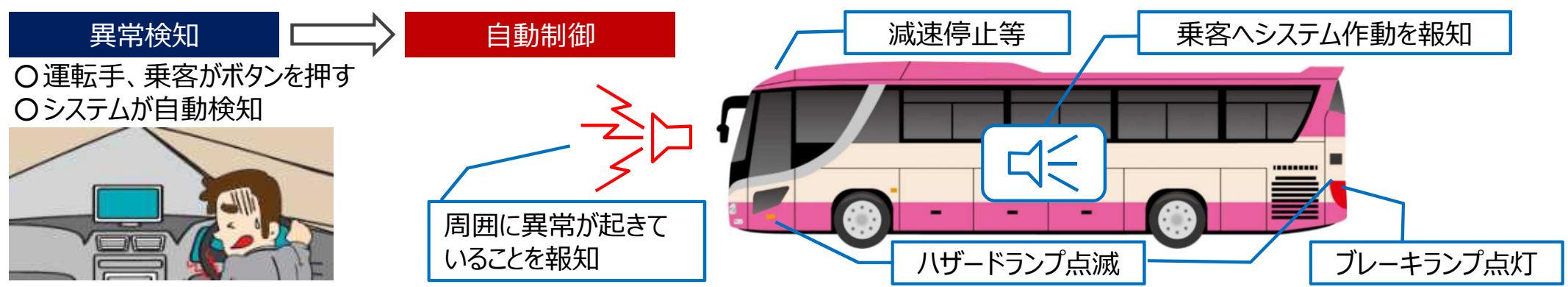
- 貸切バスの運賃の下限割れ違反等に関与した疑いのある旅行サービス手配業者の情報を把握した場合、登録行政庁である都道府県に情報提供し、適切な対応を依頼。

- 令和2年度に3事業者に業務停止命令を実施



ドライバー異常時対応システムについて（関連指標5-1：ASV技術搭載車両 導入事業者割合）

- ・ ドライバーの異常に起因する事故が年間200~300件発生。
- ・ 国土交通省では、ドライバーが安全に運転できない状態に陥った場合に異常を検知し車両を自動的に停止させる「ドライバー異常時対応システム」の開発・実用化・普及を促進するため、産学官連携により当該システムの設計における指針を示すガイドラインを策定。
- ・ また、2022年1月には、当該システムの性能要件について保安基準で規定。
- ・ これらを受け、2022年には国内メーカーが販売するバスの9割以上にドライバー異常時対応システムが搭載。



- バス車両におけるASV技術の普及を促進するため、導入補助（平成22年～）、税制特例（平成25年～）、保安基準による義務付けを実施。

○補助制度 ※令和5年度（被害者保護増進等事業費補助金13.34億円の内数）

	補助対象装置	補助率	補助上限額
①	衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)	1/2	100,000円
②	車間距離制御装置+車線維持支援制御装置		100,000円
③	ドライバー異常時対応システム		100,000円
④	先進ライト		100,000円
⑤	側方衝突警報装置		50,000円
⑥	統合制御型可変式速度超過抑制装置		100,000円
⑦	アルコール・インターロック		100,000円
⑧	事故自動通報システム		(新車装着) 50,000円 (後付け) 30,000円

※1車両あたり複数の装置を装着する場合にあっては、1車両当たり上限300,000円。
※中小企業者に限る。但し、貸切りバス事業者に限り大企業も対象。その場合の補助率、補助上限額は次の通り。
補助率:1/3 補助上限額:①67,000円②67,000円③67,000円④67,000円⑤33,000円⑥67,000円⑦67,000円⑧33,000円(後付けは20,000円)

○税制特例 ※令和5年度税制改正

対象装置	国税: 自動車重量税 軽減額	地方税:自動車税 (環境性能割) 取得価格からの控除額	対象期間	
			自動車重量税	自動車税 環境性能割
衝突被害 軽減 ブレーキ	25%軽減	175万円控除	令和5年5月1日～ 令和8年4月30日	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日

○保安基準による義務付け

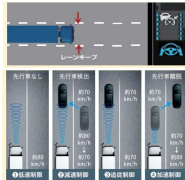
対象	衝突被害軽減ブレーキ ・車両安定性制御装置	車線逸脱警報装置
車両総重量 12t超のバス	(新型)平成26年11月～ (継続)平成29年9月～	(新型)平成29年11月～ (継続)令和元年11月～
車両総重量 5t超12t以下のバス	(新型)令和元年11月～ (継続)令和3年11月～	(新型)令和元年11月～ (継続)令和3年11月～
車両総重量 5t以下のバス ※	(新型)令和元年11月～ (継続)令和3年11月～	(新型)令和元年11月～ (継続)令和3年11月～

※:車両総重量5t以下のバスに係る車両安定性制御装置は、
(新型)平成27年9月～、(継続)平成29年2月～

衝突被害軽減ブレーキ
(歩行者検知機能付き)



車間距離制御装置+
車線維持支援制御装置



ドライバー異常時
対応システム



先進ライト



側方衝突警報装置



統合制御型可変式
速度超過抑制装置



アルコール・
インターロック



事故自動通報システム

